

飛騨市でのドローン飛行ガイドライン(R2.1.1現在)

ドローンの飛行については、様々な法律により制限があり、どこでも自由には飛ばせません。

航空法を始めとする関係法令を正しく理解して、安全な飛行をすることが大切です。

飛騨市内においてドローンを飛行させる際に以下のこと気に付けてください。

※以下の法律は、別の法律ですので、それぞれ規制があります。(重複することも十分にあります
のでよく確認してください。)

1. 航空法の規定

国土交通省 航空局より示されている『無人航空機(ドローン、ラジコン機等)の安全な飛行のためのガイドライン』をご確認ください。

飛騨市は特区ではないため、このガイドラインに反する飛行は出来ません。

✓ 飛行の禁止空域

(A)～(C)の空域で無人航空機を飛行させることは、原則として禁止されています。

飛行させようとする場合には、国土交通大臣の許可を受ける必要があります。

なお、私有地であっても許可を受ける必要がありますので注意してください。

(A) 地表又は水面から150m以上の高さの空域

飛騨市も該当です。

更に飛騨市の上空(ほぼ全域)は、航空自衛隊 岐阜基地 飛行開発実験団が管理する訓練空域『AREA(J)』の範囲内です。詳しくは9-①をご覧ください。

(B) 空港周辺の空域

飛騨市には該当ありません。

(C) 人口集中地区の上空(DID地区)

飛騨市には1カ所該当します。(飛騨市古川町市街地付近)

✓ 飛行の方法

飛行させる場所に関わらず、無人航空機を飛行させる場合には、以下のルールを守ることが必要です。

①アルコール等を摂取した状態では飛行させないこと

②飛行に必要な準備が整っていることを確認した後に飛行させること

③航空機や他の無人航空機と衝突しそうな場合には、地上に降下等させること

④不必要に騒音を発するなど他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと

⑤日中(日出から日没まで)に飛行させること

⑥目視(直接肉眼による)範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること

(目視外飛行の例:FPV、モニター監視)

⑦第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に距離(30m)を保つて飛行させること

⑧祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと

⑨爆発物など危険物を輸送しないこと

⑩無人航空機から物を投下しないこと

※⑤～⑩のルールによらずに無人航空機を飛行させようとする場合には、安全面の措置をした上で、飛行させる10日前(土日祝日等を除く。)までに、国土交通大臣の承認を受ける必要があります。(http://mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.htmlをご確認ください。)

※ドローンの重量(機体本体の重量とバッテリーの重量の計)が200g未満の場合、模型航空機として扱われ、(B)の規定のみ適用されます。

※屋内や網等で四方・上部が囲まれた空間については、これらのルールは適用されません。

◇無人航空機ヘルプデスク

TEL 03-4588-6457

2. 道路交通法の規定

道路交通法によるドローンに対する明確な規定はありません。

個々の案件ごとに判断がされます。

以下を確認して、不明な場合は飛騨警察署にお問い合わせください。

✓許可及び届け出が不要な場合

- ・道路の上空を通過するのみ
- ・上空で撮影するのみ(撮影者が道路以外で実施する場合)

✓許可若しくは届け出が必要な場合

- ・飛行者が道路(歩道を含む)上で操縦し、通行を妨げる場合
- ・撮影等で道路(歩道を含む)の通行を妨げる場合
- ・道路(歩道を含む)上で離発着を行うため、通行を妨げる場合

◇岐阜県飛騨警察署 交通課

TEL 0577-73-0110

3. 小型無人機等飛行禁止法の規定

国の重要な施設等の周辺地域の上空における小型無人機(ドローン等)の飛行は原則禁止されています。

飛騨市には該当する施設等はありません。

4. 民法の規定

私有地(公有地含む)の上空での飛行は、土地所有者の許可を得る必要があります。

飛騨市内ももちろん対象です。

飛騨市内の2カ所のドローンパークの飛行フィールドは航空法等の規制の範囲内で自由に飛行できます。

予約制で無料でご利用可能です。ぜひご利用ください。

※両パークにはオープン期間が定められています。詳しくは飛騨市 HP をご覧ください。

✓飛騨流葉ドローンパーク

飛騨市神岡町伏方地内

✓飛騨まんが王国ドローンパーク

飛騨市宮川町杉原地内

5. 河川法の規定

河川法では、河川や河川敷での飛行を規制してはいませんが、河川管理者が危険と判断した場合、自粛を促されることがあります。

飛騨市内の河川でも特に規制はありません(航空法等の規制は別)。ただし、占用許可を得ている範囲では、占用許可者の許可が必要となります。特にダム、発電所関係です。付近を飛行される場合は、必ず占用許可者に確認をしてください。

◇古川土木事務所 河川課

TEL 0577-73-2911

6. 都市公園法の規定

都市公園内にドローンの持ち込みが禁止されたり、飛行が禁止される場合があります。

飛騨市内の都市公園は、条例による規制は行っておりません。

(航空法の規制は別)

※都市公園とは、都市公園法に基づく公園または緑地で、国、自治体が設置した公園です。

7. 自然公園法の規定

自然公園(国立、国定、県立)内でのドローンの飛行は禁止されていませんが、立ち入り禁止区域等の確認が必要です。

飛騨市内には二つの県立自然公園(天生・奥飛騨数河流葉)があります。特にドローン飛行の規制はありませんが、貴重な自然を守るため、細心の注意が必要です。木竹を損傷してはならない、他人に迷惑をかけてはいけないという規制があります。

また、県立自然公園は私有地も多く存在します。民法による土地所有者の許可が必要となる場所も多いため、飛行前に確認してください。

8. 電波法の規定

市販されているドローンを飛行させるために電波が必要です。

日本国内で「技適マーク」が付いていない機種を操縦すると、電波法に違反する可能性が高くなります。(普通に市販されている物は大抵技適マークがついています。ご自身でご確認ください。)

もちろん飛騨市内でも同様です。

※技適マークとは、『技術基準適合証明』の略称で、日本国内の電波法で定められている技術基準に適合した無線機であることを証明するマークです。

9. その他の規定

①自衛隊の訓練空域

飛騨市の上空(ほぼ全域)は、航空自衛隊 岐阜基地 飛行開発実験団が管理する訓練空域『AREA(J)』の範囲内です。

本訓練空域では、以下を遵守してください。(岐阜基地に確認済み)

✓150m未満の飛行は問題ありません。

✓平日は、150m以上の飛行は自粛してください。(土日は問題ありません)

✓やむを得ず、平日に150m以上の飛行をさせたい場合は、前日までに以下に連絡する。

※できるだけ平日に連絡してください。

✓緊急連絡先を明確にし、常に現場での連絡取れる体制を維持してください。

◇航空自衛隊 岐阜基地 飛行開発団

TEL 058-382-5997

②自治体独自の条例による規定

飛騨市の条例でドローンの飛行について規制ものはありません。

飛騨市内ではドローンを飛ばしやすい環境です。

しかし、守るべきルールはたくさんありますので、事前によく確認して飛行を行ってください。

飛騨市内のドローン飛行について、不明な点がある場合は下記までご連絡ください。

飛騨市 企画部 地域振興課

〒509-4292

岐阜県飛騨市古川町本町2番22号

TEL 0577-62-8904

FAX 0577-73-7077

MAIL chiikishinkou@city.hida.lg.jp